

兵庫県土地収用事業認定審議会条例

平成 14 年6月 14 日

条例第 44 号

兵庫県土地収用事業認定審議会条例をここに公布する。

兵庫県土地収用事業認定審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 34 条の7第2項の規定に基づき、兵庫県土地収用事業認定審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第3条 委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。